

私道の廃止等承認申請要領

1 事前相談要領

事前相談は正1通として、下記に掲げる必要書類を添付のうえ提出すること。

(1) 事前相談書

- ・ 廃止等をしようとする私道（以下、「私道」という。）のある土地の地名地番を記入し、その私道に接する土地の利用状況を説明すること。

(2) 位置図

- ・ 私道の位置を明示すること。

(3) 現況図

- ・ 私道の位置を明示し、その私道に接する土地の利用状況がわかるものとする。
- ・ 私道の幅員及び延長を明記すること。

2 事前審査申請要領

申請書類は正1通、副1通、各課協議用5部程度（後日連絡します。）（各課協議用添付図書については、委任状、廃止承諾書、土地建物登記事項証明書は添付しない。）として、下記に掲げる図面等必要書類添付のうえ、左つづりひもとじとすること。

(1) 事前審査申請書

- ・ 私道のある土地の地名地番を土地登記事項証明書と合わせて正確に記入すること。地番の一部である場合は明記すること。

(2) 委任状

- ・ 申請者以外の者が代理で申請する場合は必ず添付すること。訂正等を個人印で行う場合は、代理者は個人名とすること。

(3) 関係権利者一覧表

- ・ 私道のある土地及び私道に接する土地の地名地番、地目、地積、権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入すること。
- ・ 私道に接する土地にある建築物の権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入すること。
- ・ 地番の若い順に記載し、申請地又は隣接地の区別を明記すること。
- ・ 廃止等を行おうとする私道にのみ接している土地はその旨明記すること。

(4) 土地建物登記事項証明書（写し）

- ・ 私道のある土地並びに私道に接する土地及びその土地にある建物の登記事項証明書（私道に接する土地については要約書でも可）を添付すること。
- ・ 証明書は3か月以内のものとする。

(5) 位置図

- ・ 縮尺 1/2500 として、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置を明示し、「申請地」と明記すること。

(6) 公図 (写し)

- ・ 法務局から取得した公図とすること。(写しで可)
- ・ 私道を茶色で着色して明示すること。
- ・ 方位、地番、地目、所有者名を記入すること。
- ・ 水路は水色、里道は赤色で着色すること。
※法務局から取得した公図とは別に記入及び着色等をした公図を添付しても良い。

(7) 地籍測量図

- ・ 法務局から取得した地籍測量図とすること。(写しで可)
- ・ 私道の全ての地籍測量図を添付すること。

(8) 現況図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置
 - 私道の幅員及び延長
 - 私道の求積
 - 私道の接続先の道路の種別、名称及び幅員
 - 私道及び私道に接する土地の地番、地目及び権利者名
 - 私道に接する土地の利用状況 (更地、駐車場等を記入)

(9) 現地写真及び写真位置図

- ・ 現地の状況がわかるよう方向を変えて撮影すること。
- ・ 私道の位置を赤色で明示すること。
- ・ 写真に記号を付して、撮影位置及び撮影方向を写真位置図と対照できるようにすること。

※その他

本申請時に廃止承諾書及び協議結果報告書を添付するため準備しておくこと。

- ・ 廃止承諾書については、実印を押印すること。
- ・ 私道に接する土地が他の道路にも接している場合は、その土地の権利者と協議した結果をまとめた報告書を作成すること。

※関係課協議について

- ・ 私道の廃止等について、関係法令を所管する課や公共施設を管理する課と協議を行うこと。
- ・ 各課との協議は様式アを作成し処理すること。
- ・ 全ての協議が終わった際には、様式イにより報告すること。(必要に応じ、協議において使用した資料等を添付すること。)

3 本申請要領

申請書類は、正1通、副1通とし、下記に掲げる図書等必要書類添付のうえ、左ひもとじとする。

(1) 申請書（条例施行細則様式第7号）

- ・ 事前審査申請書に準じて記入すること。

(2) 委任状

- ・ 申請者以外の者が代理で申請する場合は必ず添付すること。訂正等を個人印で行う場合は、代理者は個人名とすること。

(3) 関係権利者一覧表

- ・ 私道のある土地及び道路に接する土地の地名地番、地目、地積、権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入すること。
- ・ 私道に接する土地にある建築物の権利者名（甲区、乙区等に記載の全ての権利者）及び住所を記入すること。
- ・ 地番の若い順に記載し、申請地又は隣接地の区別を明記すること。
- ・ 廃止等を行おうとする私道にのみ接している土地はその旨明記すること。

(4) 廃止承諾書及び協議結果報告書

- ・ (3)の一覧表と同じ順序で、廃止等を行おうとする道路のみに接している土地の権利者の廃止承諾書を添付すること。
- ・ 廃止承諾書については、実印を押印すること。
- ・ 私道に接する土地が他の道路にも接している場合は、その土地の権利者と協議した結果をまとめた報告書を添付すること。
- ・ その他、私道の廃止等を行うことによって沿道に影響が及ぶと考えられる場合（通り抜けができなくなる等）については、沿道の権利者との協議を行い、その協議結果報告書を添付すること。

(5) 印鑑証明書及び代表者事項証明書

- ・ 廃止承諾書を提出した者の印鑑証明書を添付すること。また、その者が法人である場合は、合わせて代表者事項証明書を添付すること。
- ・ 証明書は3か月以内のものとする。

(6) 土地建物登記事項証明書（原本）

- ・ 私道のある土地並びに私道に接する土地及びその土地にある建物の登記事項証明書（道路に接する土地については要約書でも可）を添付すること。
- ・ 証明書は3か月以内のものとする。

(7) 位置図

- ・ 縮尺 1/2500 として、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置を明示し、「申請地」と明記すること。

(8) 公図

- ・ 法務局から取得した公図とすること。
- ・ 私道を茶色で着色して明示すること。
- ・ 方位、地番、地目、所有者名を記入すること。
- ・ 水路は水色、里道は赤色で着色すること。
※法務局から取得した公図とは別に記入及び着色等をした公図を添付しても良い。

(9) 地籍測量図

- ・ 法務局から取得した地籍測量図とすること。
- ・ 私道の全ての地籍測量図を添付すること。

(10) 現況図

- ・ 縮尺 1/250 以上で作成し、下記事項を明記すること。
 - 方位
 - 私道の位置
 - 私道の幅員及び延長
 - 私道の求積
 - 私道の接続先の道路の種別及び幅員
 - 私道及び私道に接する土地の地番、地目及び権利者名
 - 私道に接する土地の利用状況（更地、駐車場等を記入）

(11) 現地写真及び写真位置図

- ・ 現地の状況がわかるよう方向を変えて撮影すること。
- ・ 私道の位置を赤色で明示すること。
- ・ 写真に記号を付して、撮影位置及び撮影方向を写真位置図と対照できるようにすること。

(12) 関係課協議結果一覧表

- ・ 事前審査申請時に行った関係課との協議結果を一覧にまとめて添付すること。